

電子保適証サービスご利用事業場のみなさまへ

電子保適証ご利用時の差等割賦課金（会費）の 納入方法の変更及び重複納付会費の返納について

電子保適証サービスをご利用の場合、差等割賦課金（以下会費）の納入は「適合標章専用紙」の購入時に用紙に賦課しており、また適合標章専用紙未使用の際は、後日請求により納入頂いておりますが、中古車新規等一部の検査において、当会で検査台数を完全に把握することが難しく、会費の納入が一部行われていない可能性が確認されました。

このことにより、平成31年1月からは電子保適証利用料と共に、電子保適証システム利用時に同システムで賦課し、口座引落しにより会費を納入頂くことと致しますので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

なお、紙の保安基準適合証と持込検査時の取扱いについての変更はございません。

つきましては、電子保適証サービス利用事業場において、平成30年12月28日（金）までにご購入頂いた「適合標章専用紙」の綴りのうち、平成31年になって発行された適合標章と、未使用の適合標章については、会費の重複納付となるため、重複分の会費を返納いたしますので、下記会費返納期間内に当会へ必要書類をお持ちくださるようお願い致します。

また、迅速かつ確実な会費返納処理を行うため、電子保適証サービスご利用事業場にお送りしている“電子保適証情報シート”に必要事項をご記入の上、事前にファックス（FAX 083-921-2010）により、当会へお送り下さい。

なお、会費の口座引落しは、当月利用分を当月末日で締め、翌々月の6日（6日が金融機関休業日の場合は翌営業日）に行いますので、1月分の会費口座引落しは、3月6日となります。引落し予定明細については、引落日の約2週間前にご案内致します。

電子保適証サービス利用事業場のみなさまのご理解とご協力をよろしくお願い致します。

記

会費返納期間 平成31年1月4日（金）～ 平成31年2月28日（木）

必 要 書 類 ・授受出納簿

・平成31年最初に交付した保安基準適合証が確認出来る管理簿
（システム上の管理簿を印刷しお持ちください）

印字不良等により発行出来なかった適合標章専用紙がある場合は、その標章と、標章の冊子表紙もお持ちください。会費を返納致します。